平成２５年（フ）第１７２号
三重県鈴鹿市算所３丁目21番37号　イサカアパート５号室、前住所三重県鈴鹿市国府町50番地の11
債務者　倉田　　修
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７８号
三重県三重郡菰野町大字菰野1022番地９、前住所三重県三重郡菰野町大字神森787番地10
債務者　野田　純子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
三重県桑名市大字安永１番地２　大桑ハイツ102号
債務者　山田　秋正
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
三重県四日市市西浜田町４番６号　ストーリア西浜田201
債務者　峯　　篤志
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第７５７号
京都市伏見区醍醐下山口町７番地　一言寺団地Ａ－２棟108号
債務者　中川　英治
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７８９号
京都市左京区松ケ崎樋ノ上町24番地　松ケ崎グリーンハイツ103
債務者　ケイコムこと　中西　寿文
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８０８号
京都市上京区油小路丸太町上ル米屋町275、住民票上の住所京都市中京区夷川通東洞院壺屋町504番地１　御所南グリーンマンション東洞院503号
債務者　平石惠美子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９２１号
京都市北区紫竹西桃ノ本町65番地
債務者　吉弥　公生
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９２２号
京都市北区紫竹西桃ノ本町65番地
債務者　吉弥　信子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９７７号
京都市右京区西京極西向河原町２－２　マウンテンビレッジＢ－310号木下方、住民票上の住所京都府宇治市大久保町久保13番地の１宇治大久保コープ208号
債務者　谷尾　正和
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９８４号
京都府宇治市蔵道車田24番地の67　レオパレス三室戸204号
債務者　吉田　敏治
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６９号
広島県尾道市美ノ郷町本郷1310番地１
債務者　平野　清子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１９４号
愛媛県松山市北梅本町830番地　メゾン北梅本105号
債務者　土屋　　純
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９８号
愛媛県松山市南久米町522番地４
債務者　鵜久森陽子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０１号
愛媛県松山市姫原３丁目７番９号　ａｌｂｅｒａｔａ702号
債務者　竹内　俊博
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３３号
愛媛県松山市安城寺町94番地３　久枝マンション203号
債務者　越智万里子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３９号
愛媛県松山市竹原２丁目４番29号　第25杉フラット202号、住民票上の表示愛媛県松山市竹原２丁目４番29号　第25フラット202号
債務者　赤瀬菜見子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
松山地方裁判所民事部

第明治三十五種郵便物認可